

資料編

田野畑村総合計画策定基本方針	88
審議委員会委員名簿、部会編成名簿	91
総合計画策定過程	94
諮問書	95
答申書	96
総合計画審議会条例	97
協働のむらづくり基本条例	99
各自治協議会「地域づくり計画」の概要	104
村民アンケート調査結果	121
審議会員・村職員アンケート調査結果	145
後期基本計画総括表	155
後期基本計画「指標と目標の達成状況」	161
策定委員会委員および作業グループ名簿	165

総合計画策定基本方針(平成22年7月)

1 総合計画策定の趣旨

今日の地方自治体を取り巻く社会情勢は、地域主権の進展、少子高齢化による著しい人口減少、地球レベルでの環境問題、高度情報化の進展など時代とともに大きく変化しており、各自治体はこれまで以上に多種多様な社会変化への対応が求められています。さらに、村民と行政の役割の変化により、住民サービスの提供やむらづくりの面において、村民と行政との協働が大きなテーマとなっています。

本村では、基本理念を「『参加・協働・創造』による村づくり」と定めた現行の総合計画が平成22年度で終了することから、次期総合計画の策定に着手するにあたり、その取りまとめに当たっては平成22年4月1日に施行された「田野畑村協働のむらづくり基本条例(※)」の規定と社会情勢や村の現状を踏まえつつ、村民と行政がこれからの新しい時代の目標を共有し、信頼関係を構築しながら魅力あるむらづくりを進めることができる計画の策定を目指します。

2 総合計画策定における基本的視点

次期総合計画の策定にあたっては、次の基本的視点に基づき作業を進めるものとします。

(1) 現状を把握した上での計画づくり

現行計画の実施状況等の総括と、昨年度に各自治協議会が策定した「地域づくり計画」の内容を踏まえ、現在の村が抱える課題や住民ニーズを的確にとらえるとともに、計画策定の前提条件(人口推計、児童生徒数、産業別就業者推計など)や国・県の関連計画等を整理した上で計画策定を行うものとします。

(2) 村民と行政の協働による計画づくり

村民と行政が共通の目標を持って力を合わせてむらづくりを行っていくことを前提として、総合計画の策定にあたっては、住民参加手続きをできる限り取り入れることにより、村民と行政の協働による計画づくりを進めます。

※「田野畑村協働のむらづくり基本条例」(抜粋)

第27条 地域コミュニティは、地域住民が主体となって地域の振興に取り組むため、地域づくり計画を策定するものとします。

第28条 2 総合計画の策定にあたっては、地域コミュニティが策定した地域づくり計画の実現を勘案するものとします。

3 総合計画の構成・期間

平成23年度からの次期総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3つの計画で構成することとします。

基本構想

村の最上位計画として、村の将来像を描き、その実現に向かって村民と行政が計画的にむらづくりを進めていくための指針。

計画期間は10年(平成23年度～32年度)とします。

基本計画

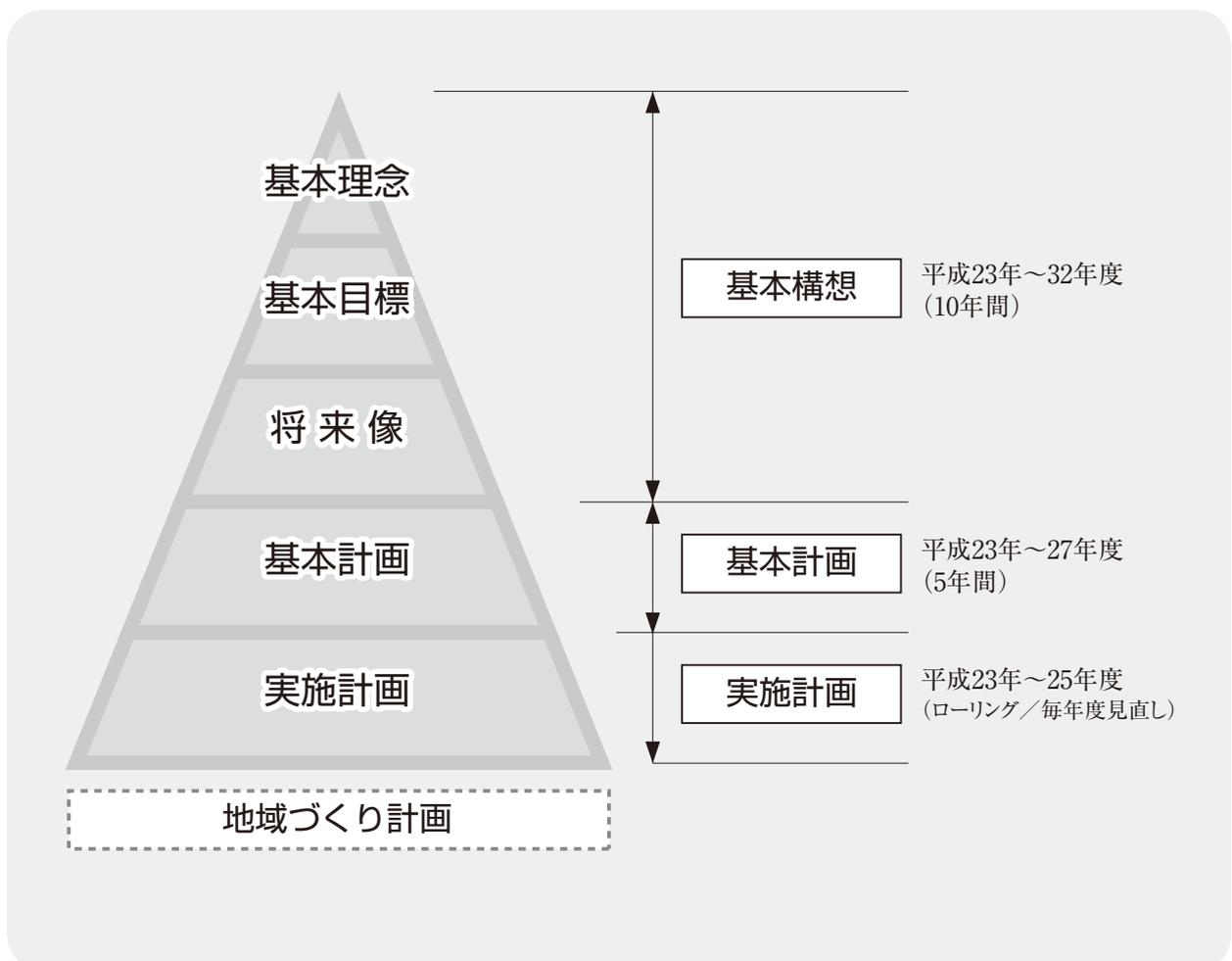
基本構想にある政策の実現の手段である施策を明記したもの。

計画期間は前期5年(平成23年度～27年度)、後期5年(平成28年度～32年度)とします。

実施計画

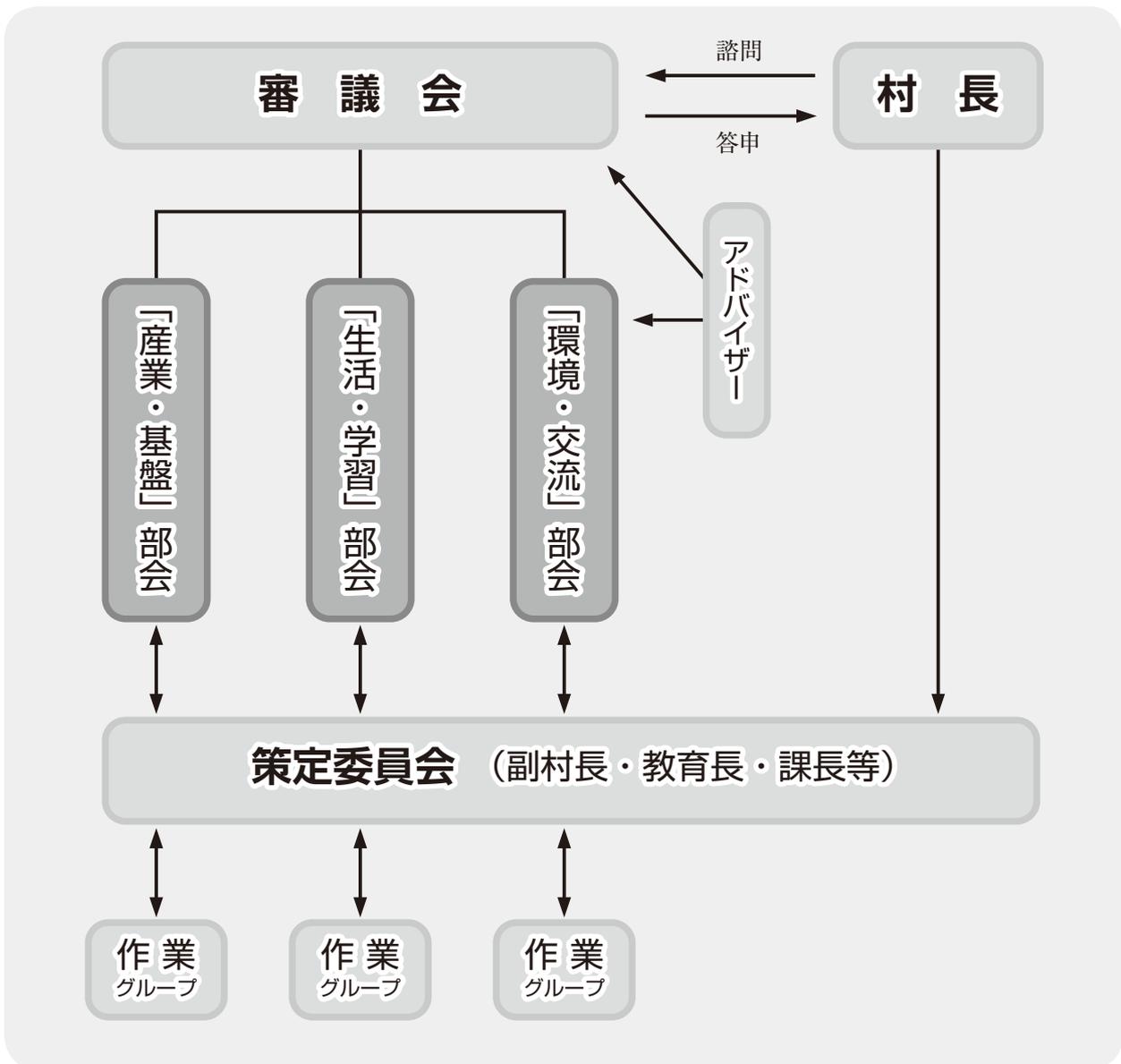
基本計画にある施策の目的達成の手段である事業を具体的に明記したもの。

計画期間については、基本計画開始年度に3年間の計画を策定し、社会経済情勢や財政状況の変化、村民ニーズへの対応を考慮して、毎年度見直しを行うローリング方式を採用します。



4 策定体制

総合計画の策定体制は次のとおりとします。



- 審議会…………… 条例設置。村長の諮問に応じて基本構想等を審議し、答申。
 今回は村議会からの推薦者3人、各種団体からの推薦者19人、一般公募4人の合わせて
 26人で組織
- 部会…………… 条例設置。審議会委員で組織し、所掌分野について審議
- 策定委員会…… 庁内の検討組織として副村長、教育長及び課長で構成
- 作業グループ … 関係部署職員で組織し、素案の検討、提案内容等を調整

田野畑村総合計画審議会 委員名簿

■ アドバイザー

(敬称略、順不同)

所 属	役 職 等	氏 名
岩手県立大学 総合政策学部	教 授	齋 藤 俊 明
岩手県立大学 総合政策学部	教 授	田 島 平 伸
沿岸広域振興局 宮古地域振興センター地域振興課	課 長	蛇 口 秀 人

■ 審議会委員

(敬称略、50音順)

所 属	役 職 等	氏 名
自治会連合会	副 会 長	大 澤 東二郎
特別養護老人ホーム寿生苑	施 設 長	大 澤 正 逸
自治会連合会	会 長	奥 地 貞 治
一般公募		奥 地 宮 志
教育委員会	教育委員	小 野 恵美子
生活研究グループ連絡協議会	会 長	小野寺 しげ子
村議会 産業建設常任委員会	委 員 長	上 村 繁 幸
老人クラブ連合会	会 長	工 藤 智 榮
漁業協同組合	参 事	工 藤 優
村議会 政務調査会	会 長	工 藤 求
村議会 総務教育民生常任委員会	委 員 長	熊 谷 隆 幸
自治協議会連合会	会 長	坂 本 孝 範
シルバー人材センター	理 事 長	佐々木 金 一
校長会	副 会 長	佐々木 幸 彦
社会福祉協議会	常務理事	佐々木 秀 純
商工会	会 長	下 村 勇
一般公募		戸 田 孝 子
漁業協同組合 田野畑浜女性部	部 長	中 村 和 子
一般公募		中 村 透
女性団体連絡協議会	会 長	似 内 多美子
森林組合	組 合 長	箱 石 大 蔵
一般公募		畠 山 とし子
新岩手農業協同組合 宮古営農経済センター岩泉地区担当課	営 農 指 導 員	平 坂 博 喜
消防団	副 団 長	牧 原 恭 一
PTA連合会	監 事	三 浦 基 貴
NPO法人体験村・たのはたネットワーク	理 事 長	道 合 勇 一

総合計画審議会 部会編成名簿 (敬称略、50音順、◎は部会長)

【産業・基盤部会】

所 属	役 職 等	氏 名
生活研究グループ連絡協議会	会 長	小野寺 しげ子
村議会 産業建設常任委員会	委 員 長	上 村 繁 幸
漁業協同組合	参 事	工 藤 優
シルバー人材センター	理 事 長	佐々木 金 一
商工会	会 長	下 村 勇
一般公募		中 村 透
森林組合	組 合 長	箱 石 大 蔵
新岩手農業協同組合 宮古営農経済センター岩泉地区担当課	営 農 指 導 員	平 坂 博 喜
NPO法人体験村・たのはたネットワーク	理 事 長	◎道 合 勇 一

【生活・学習部会】

所 属	役 職 等	氏 名
特別養護老人ホーム寿生苑	施 設 長	大 澤 正 逸
教育委員会	教 育 委 員	小 野 恵 美 子
村議会 総務教育民生常任委員会	委 員 長	熊 谷 隆 幸
校長会	副 会 長	佐々木 幸 彦
社会福祉協議会	常 務 理 事	◎佐々木 秀 純
女性団体連絡協議会	会 長	似 内 多 美 子
一般公募		畠 山 とし子
消防団	副 団 長	牧 原 恭 一
PTA連合会	監 事	三 浦 基 貴

【環境・交流部会】

所 属	役 職 等	氏 名
自治会連合会	副 会 長	大 澤 東 二 郎
自治会連合会	会 長	◎奥 地 貞 治
一般公募		奥 地 宮 志
老人クラブ連合会	会 長	工 藤 智 榮
村議会 政務調査会	会 長	工 藤 求
自治協議会連合会	会 長	坂 本 孝 範
一般公募		戸 由 孝 子
漁業協同組合 田野畑浜女性部	部 長	中 村 和 子

各部会が所管する領域

「産業・基盤」部会

農林水産業、商業・製造業・建設業、観光産業、海洋産業、食産業、
雇用・労働環境、定住促進、交通基盤、公共交通、情報通信基盤 など

「生活・学習」部会

子育て支援、保健・医療・福祉、防災・安全、男女共同参画、
家庭・就学前教育、学校教育、青少年の健全育成、
生涯スポーツ・学習、芸術・文化 など

「環境・交流」部会

生活環境、自然環境、景観、地球環境、地域コミュニティ、住民自治、
協働、都市との友好と交流、国際交流、情報の利活用 など

田野畑村総合計画策定過程

(1) 審議会関係

《全体会》

平成22年7月30日	第1回会議	基調講演 田島平伸教授 委嘱条交付、会長選出、諮問、部会の編成等
12月3日	第2回会議	基本構想(素案)、前期基本計画(骨格案)の審議
平成23年1月13日	第3回会議	基本構想(案)、基本計画(案)の審議。答申

《部会》

平成22年11月8日	「環境・交流」部会	目指すべき将来像等の審議
//	「生活・学習」部会	//
11月10日	「産業・基盤」部会	//

(2) アンケート調査

《審議会委員および村職員》

平成22年8月(配布数97人、回答数80人、回収率82.5%)

《村民》

平成22年8月(配布数1,357人、回答数895人、回収率66.0%)

田政推第63号

平成22年7月30日

田野畑村総合計画審議会

会長 箱石 大蔵 様

田野畑村長 上机 莞治

新しい総合計画について(諮問)

今日の地方自治体を取り巻く社会情勢は、地域主権の進展、少子高齢化による著しい人口減少、地球レベルでの環境問題、高度情報化の進展など時代とともに大きく変化しており、これまで以上に多種多様な社会変化への的確な対応が求められています。

また、住民と行政の役割の変化により、住民サービスの提供やむらづくりの面において、協働して取り組んでいくことが重要となっています。

このような社会情勢や村の状況を踏まえつつ、村民と行政がこれからの新しい時代を共有し、信頼関係を構築しながら魅力あるむらづくりをさらに進めるため、新しい総合計画を策定したいので、貴審議会の意見を求めます。

平成23年1月13日

田野畑村長 上机 莞治 様

田野畑村総合計画審議会
会長 箱石 大蔵

新しい総合計画について(答申)

平成22年7月30日付け田政推第63号をもって諮問のあった新しい総合計画について、当審議会では慎重に審議を重ねた結果、別冊「田野畑村総合計画 基本構想・前期基本計画」のとおり、答申します。

総合計画の推進に当たっては、社会情勢の動向等を的確に踏まえた総合的かつ計画的な行財政運営を着実に推進するとともに、村民との「参加・協働・創造」によるむらづくりを積極的に推し進め、基本目標である「人と自然が織りなす 心豊かな協働の村 たのはた」の実現に向け鋭意努力されることを要望します。

「田野畑村総合計画審議会条例」

(昭和49年4月1日条例第7号)

改正 昭和54年12月21日条例第15号 平成 4年 3月23日条例第 1号
平成 6年 3月22日条例第 5号 平成10年 3月30日条例第 5号
平成13年10月23日条例第 7号 平成18年 3月20日条例第 5号
平成22年 3月17日条例第11号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、田野畑村総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、田野畑村の自然環境と調和した、秩序ある総合的なむらづくりを促進するため、村長の諮問に応じ、田野畑村の総合計画の策定、その他その実施に関し、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、豊かな識見を有し、かつ、公共の福祉に関して公平な判断をすることができる者のうちから、村長が委嘱する。

(部会)

第4条 審議会に、その所掌事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、村長が指名する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了した日までとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会及び部会の庶務は、企画担当課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会及び部会の運営に必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年12月21日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料編

附 則(平成4年3月23日条例第1号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月22日条例第5号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月30日条例第5号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成13年10月23日条例第7号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年11月1日から施行する。

附 則(平成18年3月20日条例第5号)
この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月17日条例第11号)
この条例は、平成22年4月1日から施行する。

「田野畑村協働のむらづくり基本条例」

わたしたちの田野畑村は、北山崎を代表とする美しい海岸線や緑濃き森林など、豊かな自然に恵まれています。一方で、津波やヤマセによる大飢饉にたびたび襲われた歴史があるなど、多くの先人たちの苦難とたゆみのない努力、英知に支えられ発展してきました。

わたしたちは、この美しくも厳しい自然の中で培われた歴史や文化、伝統、郷土愛、結いの精神を守り育て、個性豊かで自信と誇りを持って安心して暮らせるむらづくりに努め、後世に引き継いでいかなければなりません。

このためには、自治の主役である村民が地域コミュニティ活動に積極的に参加するとともに、村民、議会及び行政の三者が、お互いの責任と役割を自覚し、協働することによってむらづくりを推進していくことが大切です。

わたしたちは、ここに田野畑村のむらづくりの理念を明らかにし、住んでよかったと思える地域社会をつくるため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、田野畑村のむらづくりに関する基本原則を定めるとともに、村民の権利と責務、議会と行政の役割と責務を明らかにし、村民、議会及び行政との協働による住民自治を推進することによって、生き生きとした地域社会の実現を目指すことを目的とします。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、むらづくりの基本を定める最高規範であり、他の条例、規則、計画等の策定改廃等に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重するとともに、整合を図るものとします。

(基本となる用語)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 村民 村内に住む人、村内で働く人、村内で学ぶ人、村内に事務所がある法人及び村内で活動する団体
- (2) 行政 村長をはじめとするすべての執行機関
- (3) 議会 議決機関としての田野畑村議会
- (4) むらづくり 村民が安心して安全に暮らせる豊かな地域社会を形成するためのさまざまな取り組み
- (5) 協働 村民、議会、行政の各主体がそれぞれ果たすべき責務と役割を自覚し、相互に補完しながら連携してむらづくりに取り組むこと
- (6) 住民自治 主権者としての村民が、主体的に地域課題の解決や地域振興に向けてともに考えて行動すること
- (7) コミュニティ 村民がお互いに助け合い、心豊かな暮らしを築くことを目的として自主的に結ばれた自治会やボランティア等の組織及び団体

第2章 むらづくりの基本原則

(住民主体の原則)

第4条 むらづくりは、村民が主体となって進めるものとします。

(協働の原則)

第5条 むらづくりは、村民、議会及び行政がそれぞれの役割と責務のもと、協働で進めるものとします。

(人権尊重の原則)

第6条 むらづくりは、村民、議会及び行政がお互いの人権を尊重しながら進めるものとします。

資料編

(情報共有の原則)

第7条 むらづくりは、村民、議会及び行政が情報を共有しながら進めるものとします。

(信頼関係構築の原則)

第8条 むらづくりは、村民、議会及び行政が信頼関係を築きながら進めるものとします。

(自主参加の原則)

第9条 むらづくりは、村民、議会及び行政の自主的な参加のもとで進めるものとします。

(対等の原則)

第10条 むらづくりは、村民、議会及び行政がむらづくりのすべての局面において、対等、平等及び公正でなければなりません。

第3章 村民の権利と責務

(村民の権利)

第11条 すべての村民は、むらづくりに参加する権利を有します。

2 すべての村民は、議会及び行政の保有する情報を知る権利を有します。

3 すべての村民は、公正かつ適正な行政サービスを受用する権利を有します。

4 次代を担う子どもが村民として守られ、個人として尊重される権利を有します。

(村民の責務)

第12条 村民は、むらづくりにおける自らの責任と役割を認識し、積極的な参加に努めるものとします。

2 村民は、多様な価値観を認め合い、自らの発言及び行動に責任を持たなければなりません。

3 村民は、次代を担う子どもたちの健全育成を図るため、子どもたちが夢と希望を持って成長できるむらづくりを推進しなければなりません。

4 村民は、村政運営に係る経費を公正かつ適正に負担しなければなりません。

第4章 議会の役割と責務

(議会の役割と責務)

第13条 議会は、村民の代表として選ばれた議員により構成される意思決定機関及び議決機関として、行政活動が公正かつ誠実で効率的に実施されているかを調査・監視し、牽制する役割を果たさなければなりません。

2 議会は、議会における意思決定の内容及びその経過を明らかにし、分かりやすく村民に説明しなければなりません。

3 議会は、自らも政策立案等を行い、村民の意思が反映される活動に努めなければなりません。

(議員の役割と責務)

第14条 議員は、村民から選ばれた公職者として公正かつ誠実に職務を遂行し、公益のために行動しなければなりません。

2 議員は、村民の意思が村政に反映されるよう常に地域の課題や村民の意見を把握するよう努めなければなりません。

第5章 行政の役割と責務

(村長の役割と責務)

第15条 村長は、村の代表者として地方自治法に規定されている権限を行使し、村民の信託に応えるため公正かつ誠実に職務を執行しなければなりません。

2 村長は、村民の意向を適正に判断し、村政の課題に対処したむらづくりを推進しなければなりません。

3 村長は、村職員を適切に指揮監督し、効率的な村政運営に努めなければなりません。

(執行機関の責務)

第16条 執行機関は、それぞれの管理に属する事務について、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たらなければなりません。

(村職員の役割と責務)

第17条 村職員は、自らも村民としての責務を果たすとともに、村民の視点に立って、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければなりません。

2 村職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及び能力向上に励み、村民に信頼されるよう努めなければなりません。

第6章 参加及び協働の推進

(参加の推進)

第18条 行政は、重要な計画等の企画立案、実施及び評価等の過程において、村民参加の機会の拡大に努めなければなりません。

2 行政は、委員会その他の付属機関等の委員を委嘱しようとするときは、特に専門性が必要な場合を除き、公募による委員を加えるよう努めなければなりません。

3 村民参加に当たっては、男女が社会の対等な構成員であることを認識し、女性や若者が参加しやすい環境づくりに努めなければなりません。

(協働の推進)

第19条 行政は、村民との信頼関係を深めるとともに、地域におけるさまざまな課題を解決するためお互いの知恵と力を出し合い、協働によるむらづくりを進めるものとします。

2 行政は、協働のむらづくりを推進するため、むらづくり活動及びコミュニティ活動が促進されるように必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

3 行政は、前項の措置を講ずるに当たっては、村民活動の自主性及び自律性を尊重し、総合的かつ計画的に行うものとします。

(協働を推進する委員会の設置)

第20条 行政は、村民との協働によるむらづくりを推進するため、協働を推進する委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとします。

2 委員会の組織及び運営に関し、必要な事項は、別に定めます。

第7章 コミュニティ

(コミュニティの役割)

第21条 コミュニティは、多様な活動を通じて人と人とのつながりをはぐくみ、地域を守り支えるよう努めるものとします。

2 コミュニティは、地域の暮らしの中で先人が築いてきた文化、伝統等を生かしはぐくみながら、将来にわたり引き継ぐよう努めるものとします。

(住民自治の推進)

第22条 村民及び行政は、地域に根差したむらづくりが村民主体となって行われるよう、地域コミュニティと行政との間で役割と責任を分担する住民自治の推進及び充実に努めるものとします。

(住民自治活動への参加)

第23条 村民は、村民と行政の役割分担と協働により公共サービスの新たな担い手となる住民自治活動の重要性を認識し、自ら積極的に住民自治活動に参加するよう努めるものとします。

資料編

(コミュニティの育成)

第24条 村民は、地域に根差したコミュニティが安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現する重要な組織であることを認識し、その活動に参加、協力するものとします。

2 村民は、自らの住む地域に誇りと愛着を持ち、「自分たちの地域は自らの手でつくる」という思いを持ち、コミュニティを守り、育てるように努めるものとします。

3 村民は、民主的な地域運営を進めるため、女性・若者・子どもたちを含めた一人ひとりの意見が反映されるコミュニティづくりに努めるものとします。

4 村民は、子どもからお年寄りまですべての人たちが安心して安全に暮らせるコミュニティづくりに努めるものとします。

(相互の連携)

第25条 それぞれのコミュニティは、必要に応じて連携協力し、お互いの活動の支援に努めるものとします。

2 地域コミュニティは、少子高齢化の進展により自治活動等に支障が生じてきていることを踏まえ、その自主的な判断により、隣接のコミュニティ及び行政等との連携の在り方を協議することができます。

(行政とコミュニティのかかわり)

第26条 行政は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重するとともに、コミュニティ活動に対し必要な支援を行わなければなりません。

第8章 村政の運営

(地域づくり計画)

第27条 地域コミュニティは、地域住民が主体となって地域の振興に取り組むため、地域づくり計画を策定するものとします。

2 地域づくり計画の策定に当たっては、行政は必要な支援を行わなければなりません。

(総合計画)

第28条 行政は、総合的かつ計画的な村政運営を行うため、目指すべき将来像などを明らかにした基本構想とこれを具体化するための計画で構成する総合計画を策定しなければなりません。

2 総合計画の策定に当たっては、地域コミュニティが策定した地域づくり計画の実現を勘案するものとします。

3 総合計画は、新たな行政需要にも対応できるように、必要に応じて計画内容を見直します。

(財政運営)

第29条 行政は、財源を効率的、効果的に活用し、自主的かつ自律的な財政運営に努めなければなりません。

(情報の公開)

第30条 行政は、村民との協働を推進し充実したものにするため、村政に関する情報を積極的に提供し、村民との情報共有を進めていくものとします。

(個人情報の保護)

第31条 行政は、個人の権利や利益を守るため、個人に関する情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を取らなければなりません。

(危機管理体制の確立)

第32条 行政は、村民の生命、財産及び暮らしの安全を確保するとともに、緊急時に総合的かつ機能的な活動を行うことができるよう、危機管理体制の整備に努めます。

2 行政は、村民、議会及び関係機関等との連携と協力を図りながら、災害時に備えます。

第9章 連携と協力

(村外の人々との連携)

第33条 村民、議会及び行政は、さまざまな活動や取り組みを通じて、村外の人々との交流の促進と連携を図り、その知恵や意見をむらづくりに活用するよう努めるものとします。

2 行政は、前項のような活動に対する支援に努めるものとします。

(広域連携)

第34条 行政は、国、県、近隣市町村及びその他の機関との情報共有と相互理解のもと、それぞれの自主性を保ちながら連携し、協力し合いながらむらづくりを推進するものとします。

第10章 条例の見直し

(この条例の検討及び見直し)

第35条 行政は、この条例がむらづくりの推進にふさわしいものであるかどうか等を、必要に応じて検討するものとします。

2 行政は、前項の規定による検討を行う場合、第20条で規定する委員会の意見を聞かなければなりません。

3 行政は、第1項の規定による検討の結果、見直しを必要とする場合は、村民の意向を適切に反映しながら、必要な措置を講ずるものとします。

(委任)

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定めます。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行します。

各自治協議会の「地域づくり計画」の概要

田野畑北部自治振興会

1 地域の将来像

**わくわく・ドキドキ
～自然がいっぱい夢と未来のある地域 田野畑北部～**

2 地域づくりの将来像と基本方針

1)自然と共生し、安全で快適な生活が営まれる地域

将来像	地域ぐるみではぐくむ自然環境と安心・安全
基本方針	安心、安全な環境づくりに取り組みます

〈具体的取り組み〉

- ◎自然遊歩道や自然学習公園、海岸などを活用した環境学習会を開催します。
- ◎花いっぱいコンテストやガーデニング講習会を開催します。
- ◎道路、海岸、漁港内の清掃活動を展開します。
- ◎不法投棄物の撤去や清掃作業をします。
- ◎河川や海洋の環境学習を実施します。
- ◎アイドリングストップなどエコ活動に取り組みます。
- ◎リサイクル講習会を開催します。(リーダー養成)
- ◎ごみステーションの更新をします。
- ◎リサイクルセンターの活動を充実し、活用を呼びかけます。
- ◎水源森林の保全に関して、環境学習などを通して意識啓発を図ります。
- ◎合併処理浄化槽についての勉強会を開催します。
- ◎世代間交流を通じた健康教育を開催します。
- ◎育児のための情報交換、相談の場を設けます。
- ◎日常生活における健康管理や体力増進、応急措置などに関する勉強会を開催します。
- ◎地域住民の学校行事への積極的な参加を呼びかけます。
- ◎地域の伝統行事や食文化を継承するふるさと教育の場を設けます。
- ◎高齢者世帯には結いの精神で親戚や隣近所の助け合いで除雪等の支援を行います。
- ◎敬老会の3年に1度の3地区共同開催を目指します。
- ◎班ごとに防災訓練や初期消火訓練を実施することで、防災への意識を高めます。
- ◎災害時の相互扶助のための連絡網を整備します。
- ◎交通安全運動と飲酒運転撲滅のための標語募集事業を実施します。

- ◎防犯対策に関する講習会を開催します。
- ◎コミュニティ・ビジネス研究会を開催します。
- ◎地域情報化等を推進するためのパソコン教室を開催します。

2) 郷土に誇りを持ち、社会に貢献する人材をはぐくむ地域

将来像	伝統を通してはぐくむ、地域の人間力
基本方針	世代間交流を通してふるさと教育を推進します

〈具体的取り組み〉

- ◎楽しく学べる家庭教育学級講座を開催します。
- ◎地域と学校が連携した農業等の体験活動を展開します。
- ◎一斉清掃や雪掻きなどの地域ボランティア活動への積極的参加を呼びかけます。
- ◎村内はもとより県内外の芸術文化施設やイベントに触れる機会を設けます。
- ◎教育振興運動機地区実践区の取り組みを支援します。
- ◎方言や地域生活の中で培われた技能を残す取り組みを支援します。
- ◎マレットゴルフや誰もが通年取り組めるスポーツとして卓球を普及します。
- ◎行政の支援を受けながら、公民館活動のあり方を学びます。

3) 資源を生かした産業が盛んで、働きがいのある地域

将来像	地域の資源を活かした、働きがいのある地域
基本方針	農林水産業と観光の連携推進

〈具体的取り組み〉

- ◎遊休農地を活用した作物づくりに取り組みます。(菜園づくり講習会の開催など)
- ◎温暖化防止に貢献する薪ストーブの普及に努めます。
- ◎山菜や菌茸の発生環境整備に努めます。
- ◎漁港施設の清掃、学校と連携した漁業体験等を実施します。
- ◎一地域一観光地化に向けた活動を展開します。

資料編

4) 村内外の交流により、人々が協力しあう地域

将来像	住民が気軽に集まり、活動できるコミュニティの創造
基本方針	地域間、団体間、世代間の交流の推進

〈具体的取り組み〉

- ◎自治のあり方研修会を開催します。
- ◎災害時の相互扶助に向けた連絡網の整備をします。
- ◎除雪状況の実態を調査し、除雪機等の整備を検討します。
- ◎各家庭や各自治会では、集落の内外を問わず自主的に草刈作業に取り組みます。
- ◎行政と協力して日常的な点検などで適切な道路維持管理に努めます。
- ◎村道長嶺線の早期全線整備に向けた要望活動を展開します
- ◎通勤、通学、外出などの際には、積極的にバスや鉄道を利用するよう心がけます。

5) 魅力ある情報を受発信し、心ふれあう地域

将来像	暮らしや産業の旬の情報が発信されている地域
基本方針	暮らしや産業の情報発信に努めます

〈具体的取り組み〉

- ◎携帯電話不通地域の解消に向けた要望活動を展開します。
- ◎さまざまなメディアの活用を通して北山崎の知名度の向上に努めます。
- ◎ハード、ソフトの両面において、道の駅の機能向上に向けた要望活動を行います。

田野畑地区自治協議会

1 地域の将来像

凜として躍動しつづける地域、たのはた

2 地域づくりの将来像と基本方針

1) 自然と共生し、安全で快適な生活が営まれる地域

将来像	緑いっぱい、みんなで支える安心・安全な地域
基本方針	環境美化と安全で快適な地域づくりの推進

〈具体的取り組み〉

- ◎各自の住宅周辺清掃の徹底
- ◎ボランティア活動の助長育成
- ◎公共下水道整備事業の促進
- ◎障がい者への思いやり、在宅心身障がい者の諸対策の推進
- ◎児童遊園(子供ふれあい広場)、小公園等子供たちが安心して遊べる場所の整備
- ◎地域ぐるみの環境美化活動の実施
- ◎リサイクル運動の実施等によるごみ減量化推進
- ◎1人暮らし老人や高齢者世帯への訪問活動の充実
- ◎公営住宅の整備
- ◎老人向け宅配サービスの充実
- ◎消防水利の拡充
- ◎田野畑村診療所における医療体制の充実

2) 郷土に誇りを持ち、社会に貢献する人材をはぐくむ地域

将来像	輝く伝統、夢と希望をみんなで育む地域
基本方針	地域文化(郷土芸能、祭り、食べ物など)の伝承・保存活動の推進

〈具体的取り組み〉

- ◎郷土料理を活かした商品を開発する
- ◎伝統芸能伝承活動の充実と保存ならびに後継者の育成
- ◎児童・生徒への体験学習
- ◎青年婦人等の国内外研修の推進
- ◎田野畑小学校のプール整備

資料編

3) 資源を生かした産業が盛んで、働きがいのある地域

将来像	若者が定着し、活力にあふれる地域
基本方針	地域の特性を活かした農林水産業の持続的発展

〈具体的取り組み〉

- ◎ 思惟大橋周辺の内容の充実と有効活用
- ◎ 野菜、花き、山菜、特用林産物等の栽培奨励活動
- ◎ 間伐材の有効利用
- ◎ グリーンツーリズムの推進
- ◎ 産業教育の充実等技術者・後継者の確保
- ◎ 魅力ある職場、企業の創設による若者等の就労の場の確保

4) 村内外の交流により、人々が協力しあう地域

将来像	笑顔こぼれる「結い」の郷
基本方針	地域内団体、機関などとの交流等の推進

〈具体的取り組み〉

- ◎ 冠婚葬祭の改善合理化運動の展開(実施しやすい病気見舞いの返礼などから順次実施する)
- ◎ 住民総参加による地域づくりの推進
- ◎ 国道45号歩道の除雪の継続
- ◎ 郷土芸能などを通じた他地域との交流の推進
- ◎ 地域内各種団体のネットワーク化
- ◎ 若者にとって魅力ある地域づくりを推進する
- ◎ 宮古久慈間の地域高規格道路整備の促進
- ◎ 交通危険箇所および急カーブの改善
- ◎ 労働を通して社会参加等の高齢者の生きがい対策の充実

5) 魅力ある情報を受発信し、心ふれあう地域

将来像	みんなが発信、地域のいいところ
基本方針	地域の情報発信に努めます

〈具体的取り組み〉

- ◎ 地域情報の発信のあり方についての検討
- ◎ 田野畑のよいところを情報発信することに努めます

浜岩泉地区連絡協議会

1 地域の将来像

人と自然を大切にする地域、浜岩泉

2 地域づくりの将来像と基本方針

1) 自然と共生し、安全で快適な生活が営まれる地域

将来像	自然を大切にする住みよい地域
基本方針	安全で快適な生活環境の保全、整備とともに、美化活動の推進を図る

〈具体的取り組み〉

- ◎ごみステーションのカラス対策(集積小屋の整備)
- ◎自然環境の保全の推進
- ◎太陽光発電装置の設置推進
- ◎簡易水道(猿山)、飲雑用水施設の整備
- ◎合併浄化槽の普及・推進
- ◎地域の道路・河川の清掃および公共施設等の定期的な清掃活動の推進
- ◎ごみのポイ捨て防止運動の展開と粗大ごみ等の不法投棄の防止のための地域パトロール活動の推進
- ◎観光地の清掃と自然環境の保護維持
- ◎各地区にリサイクルステーションを整備してごみのリサイクル活動の推進によるごみの減量化
- ◎国道45号沿いの環境美化の推進(花木等の植栽と管理)
- ◎真木沢地区公民館、浜岩泉地区公民館の改築整備
- ◎災害時の地域避難場所としての浜岩泉地区農業会館の整備
- ◎県道岩泉平井賀普代線改良舗装および歩道の整備
- ◎国道45号と農免農道浜岩泉線を結ぶ道路の新設
- ◎南大芦飲雑用水施設(浄水施設)の整備
- ◎火災予防の徹底、消防団や防火クラブにより啓蒙活動の展開
- ◎あいさつ、声かけ運動の徹底推進
- ◎猿山地区の河川護岸整備
- ◎自主防災組織の結成と活動の推進
- ◎地区防災計画の整備と周知
- ◎交通安全啓蒙活動および飲酒運転の撲滅運動の展開
- ◎切牛地区集落排水施設終末処理場放流先の下流および浜岩泉熊谷宅前への治山ダム整備
- ◎防火水槽の整備(真木沢地区)
- ◎防災センターや地区公民館へのテントや防災物資の整備
- ◎村道鶉の巣線(鶉の巣入り口～集落内)の歩道整備

資料編

- ◎国道45号旧浜岩泉小学校入り口カーブの拡幅改良
- ◎防犯灯の設置および管理
- ◎健康の保持増進に努め、健康づくり運動を展開する
- ◎体験学習等による世代間交流事業の充実を図り高齢者の社会参加活動の奨励
- ◎高齢者世帯への援助活動の推進(1人暮らし世帯の見回り、除雪、声かけによる健康管理等)
- ◎各地区敬老会の開催
- ◎予防衛生に対する意識の高揚と各種検診の受診率の向上を図る
- ◎介護サービスの啓蒙の充実

2) 郷土に誇りを持ち、社会に貢献する人材をはぐくむ地域

将来像	先人の知恵を活かし、学べる地域
基本方針	地域文化の継承を通し、将来を担う心豊かな人間形成の推進に努める

〈具体的取り組み〉

- ◎住民活動としての生活改善運動の展開
- ◎お祭り行事の活性化
- ◎青少年の健全育成(地域の子供は地域で育てる)
- ◎天然記念物、有形無形文化財の管理・保護体制の推進
- ◎小学校PTAを中心として地域住民による教育環境整備の促進
- ◎土・日・祝日を利用した地域理解等のための活動推進
- ◎学校、児童に関する情報の地域住民への広報活動の徹底
- ◎公民館活動としての一般教養教室および各種研修会の開催
- ◎余暇利用としての生産活動の推進(民芸品等の発掘)
- ◎レクリエーションスポーツの振興
- ◎各種団体の育成強化(青年・女性・高齢者等)
- ◎地域の子供たちの健全育成のため、子供会活動やPTA活動の促進と指導者の養成
- ◎地域塾の開催による地域の宝物等の発見と保護および郷土愛の育成推進
- ◎地域の民俗資料の収集、館石野I遺を国指定の埋蔵文化財とするための確認調査・保護活動への協力
- ◎伝統文化伝承活動の推進
- ◎芸術文化や生活文化活動に親しむ機会の提供と村民文化展や芸能フェスティバルへの地区民の参加奨励
- ◎児童減少に対応した地域ニーズに応える保育体制の整備

3) 資源を生かした産業が盛んで、働きがいのある地域

将来像	産業が盛んで、活力ある地域
基本方針	観光との連携を核に、農林水産業の総合的振興に努める

〈具体的取り組み〉

- ◎道路等花壇の管理、公共物(看板等も含む)の清掃管理
- ◎鶺鴒の巣断崖周辺の整備(道路拡幅等)
- ◎鶺鴒の巣断崖を核とした滞在型観光の推進と観光資源の開発
- ◎酪農経営・畑作農業の近代化、合理化および安定経営の促進、流通改善による生産コストの低減
- ◎土地の高度利用とその研究推進(有機農法～健康食品)
- ◎生産物の加工等、付加価値化への取り組み研究
- ◎農業・漁業との複合経営を考慮した林業所得の向上(優良材生産を目標とした積極的な造林・保育、シイタケ・マツタケ栽培、木炭生産)
- ◎漁業生産組織の育成強化および増養殖技術普及向上ならびに水産物の加工出荷体制確立
- ◎思案坂大橋開通に伴う公園(展望台)の整備、鶺鴒の巣断崖および思案坂大橋公園での観光シーズンを中心とした地場製品の加工・販売、地場食品(郷土料理)等の販売

4) 村内外の交流により、人々が協力しあう地域

将来像	みんなで取り組む地域づくり
基本方針	畠山神社を拠点とした交流の推進

〈具体的取り組み〉

- ◎畠山神社を中心とした交流の推進

5) 魅力ある情報を受発信し、心ふれあう地域

将来像	情報溢れた心豊かな地域
基本方針	魅力ある地域情報の発信

〈具体的取り組み〉

- ◎地域のお宝再発見とマップの作成検討

島越自治親交会

1 地域の将来像

海とともに生きる島越

2 地域づくりの将来像と基本方針

1) 自然と共生し、安全で快適な生活が営まれる地域

将来像	海と共生し、安全な暮らしを守る島越
基本方針1	地域住民の福祉の増進と相互扶助に努めよう
基本方針2	地域の防犯、安全活動に努めよう
基本方針3	地域の清掃、花いっぱい運動等を通して、景観の保全に努めよう

〈具体的取り組み〉

- ◎海産物の高付加価値化の推進
- ◎小平戸、徳磯、白池の海岸線の落石防止対策の推進
- ◎大須賀地区の防波堤東側に観光客・漁業者等が使用する公衆トイレの設置
- ◎水道(雑排水)施設の未利用世帯の利用推進
- ◎トイレ水洗化の整備普及
- ◎各地区に公園の整備推進(ホテルの里公園(仮称)の造成、自然(砂浜、木々、小川)を有効利用し他施設の関連に配慮して整備推進)
- ◎墓地の用地確保と造成の推進
- ◎けさが岩線の改良舗装の促進
- ◎村道島越線(沢村地区)の佐々木宅前から臨港道路までの水路改良整備(水路が狭く、大雨のたびに溢水し路上に土砂流出)
- ◎白池川河口から北側へ100mの消波ブロックの設置促進(道路に波が打ち上げ、車両通行に支障)
- ◎島の沢地区の旧河川敷に道路の整備促進
- ◎三鉄島越駅のトイレを身障がい用に洋式便座化(1か所)
- ◎島越地区排水処理施設の最終処理場から発する悪臭改善
- ◎花いっぱい運動の推進
- ◎地区内の組織体制(災害等緊急時の動員のあり方)の確立
- ◎路上駐車撲滅推進
- ◎交通事故・犯罪防止のための安全制度、協議会等システムの確立
- ◎大須賀地区裏通りの街灯整備
- ◎防災予防の徹底(火災予防運動を推進、消防団予防査察の指示事項の順守、各家庭の消火器設置の義務付け、異常乾燥時の防災無線放送)

- ◎農道浜岩泉線の島の沢橋左岸10mの護岸工事
- ◎津波の避難場所の整備推進
- ◎がけ崩れ危険個所の整備(地区内の災害時等パトロールの強化推進)
- ◎津波等災害時の避難場所の設定、表示
- ◎避難場所に雨風をしのぐ施設の整備促進
- ◎上村地区の坂道に手摺りの整備推進(冬期間の路面凍結による転倒防止のため)
- ◎斉藤・長尾宅付近の水路の掃除
- ◎消防力の充実強化(消防団員の研修・訓練による技術・資質向上、婦人消防協力隊の支援体制の強化推進)
- ◎消防施設設備の整備(宅地造成や道路整備と併せ消火栓や防火水槽の整備、自然水利がない地区の増設推進)
- ◎上村地区の道路の一方通行を推進(道路は駐車禁止)
- ◎交通安全施設の整備(歩道の整備、必要性を検討した上でカーブミラー設置推進)
- ◎島の沢上流の山の決壊個所の崩落防止対策の促進
- ◎松前川の台風対策として一斗橋までの両岸護岸工事の促進
- ◎大須賀・島の沢の津波防潮堤の早期完成
- ◎河川清流化のための清掃活動の推進
- ◎老人クラブ活動の助長
- ◎高齢化対策のための奉仕(ボランティア)意識の高揚
- ◎ごみの減量化の推進
- ◎大須賀海岸の環境美化の推進
- ◎浜岩泉地区の養豚施設業者の施設改善等(白池川・漁場の汚染が懸念されるため)
- ◎医師や保健所による講演会の開催(余暇時間の活用、健康づくりや認知症のケア等)
- ◎高齢者、障がい者のための道路施設等のバリアフリー化(段差解消等の対策)

2)郷土に誇りを持ち、社会に貢献する人材をはぐくむ地域

将来像	海に誇りを持つ、たくましい人財を育てる島越
基本方針	青少年の健全な育成に努めよう

〈具体的取り組み〉

- ◎地区の伝統的文化活動の伝承
- ◎無形文化財の保護(盆踊りの歌)
- ◎民話、伝承などの記録保存
- ◎体育会の活動の支援(地区民体力づくりの推進と運動機会の充実拡大)
- ◎三鉄島越駅の吉村昭文学庫の書籍収納庫の整備。看板、インターネット等でのPR
- ◎三鉄島越駅のクリスマスイルミネーションの設置推進
- ◎教育振興運動の展開継続(ウニ採り、新巻きサケづくり)
- ◎地域ぐるみの教育の充実推進
- ◎PTA、子供会活動の支援。次代を担うたくましい青少年の育成推進

資料編

3) 資源を生かした産業が盛んで、働きがいのある地域

将来像	海の恵みを生かした働きがいのある島越
基本方針1	「作り育てる漁業」の確立を目指そう
基本方針2	観光や他の産業との連携の促進によって、観光資源としての漁業の確立を目指そう

〈具体的取り組み〉

- ◎伝統的な田舎料理の保存開発
- ◎三鉄島越駅周辺の清掃活動の推進
- ◎森林の計画的伐採や造林、保育による治山対策の推進
- ◎三陸鉄道のマイルール運動の推進(地区民の大切な交通機関として利用を推進)
- ◎第1次産業従事者の高齢化に伴う後継者対策の推進
- ◎農道の整備促進

4) 村内外の交流により、人々が協力しあう地域

将来像	海のようにおおらかに人々が交流し、助け合う島越
基本方針1	地域の祭典、行事等には積極的に参加しよう
基本方針2	諸団体との連携により、調和と協調をもって課題解決に努めよう

〈具体的取り組み〉

- ◎世代間交流の推進(あらゆる世代の相互交流を推進)
- ◎各種団体・組織の交流と研修活動の推進
- ◎お祭りや盆踊り大会の盛大な開催(参加を促す工夫)
- ◎高齢者の集会施設(憩いの場所)の設置促進

5) 魅力ある情報を受発信し、心ふれあう地域

将来像	海のように広く、魅力ある情報を発信し、心ふれあう島越
基本方針	情報発信基盤の整備に努めよう

〈具体的取り組み〉

- ◎岩手県立大学生の協力のもと自治親交会のホームページの開設
- ◎携帯電話の利用範囲の拡大

沼袋地区自治振興会

1 地域の将来像

自然がいっぱい、みんなが住みたい、沼袋。

2 地域づくりの将来像と基本方針

1) 自然と共生し、安全で快適な生活が営まれる地域

将来像	自然とともに、健やかな生活が営まれる地域
基本方針1	子育てにやさしい地域づくり
基本方針2	自然資源の保全と安全で安心できる地域づくり
基本方針3	お年寄りが安心して暮らせる沼袋

〈具体的取り組み〉

- ◎自然環境に配慮しながら道路、河川の清掃に努め、生態系や清流景観の保全、環境教育の推進を図ります。
- ◎普代川のごみ拾いや中洲の刈り払いなど、各自治会や団体が環境整備活動を行うとともに、家庭では生活排水などの汚水を流さないよう努めます。
- ◎田野畑村でも唯一の生息地となっているチョウセンアカシジミ保護区の拡張、トネリコの植栽の推進、卵の盗難防止など、地域を挙げて取り組みます。
- ◎一斉清掃実施のほか、ごみを捨てない、捨てさせない活動の実施と、地域住民の美化意識の向上に努めます。
- ◎資源ごみのリサイクル活動を推進します。
- ◎地域住民の手で敬老行事を開催し、高齢者の多年の功績と長寿を祝うとともに、世代間の交流を深め、地域の福祉力の向上に努めます。
- ◎消防団の団員増加に努めます。
- ◎「釣り大会」「山登り」「チョウセンアカシジミ観察会」などに地域や親子で積極的に参加し、環境への理解を深めるとともに、自然を大切にする地域住民の共通意識の向上に努めます。
- ◎私たちの地域でも安全な生活を脅かす事件などが発生しています。地域の街灯の増設等による明るい地域づくりおよび自主防犯を推進し、交通事故や事件が起きないように努めます。
- ◎道路危険個所の改修を要請するとともに、地域のできる交通安全策を考え、住みやすい地域づくりに努めます。
- ◎自分の健康は自分で守るという意識向上に努め、健康づくりについて学ぶ機会への積極的な参加を促進します。
- ◎高齢者が元気な地域づくりを目指し、多方面で高齢者が活動できる場を提供します。
- ◎地域資源を活かした、新たな就労の場を創出し、U/Iターンの受け入れや定住者の新規雇用促進を図ります。

資料編

- ◎合併浄化槽の導入促進を図り、快適で衛生的な居住環境の向上に努めます。
- ◎保護者の育児の仲間づくり、子育て経験者による育児サポートなど、少子化の進行を少しでも食い止める活動を促進します。
- ◎魅力ある地域づくりを目指し、誰もが安心して定住できる地域づくりに努めるとともに、村営住宅の建設について継続して要望します。
- ◎森林、農用地については、適切な保全管理に努め、低利用地については地域の特性に応じた転換などの方策を図ります。
- ◎防災ヘリポート公園の設置
- ◎国道45号から松長根線の入り口に案内看板

2) 郷土に誇りを持ち、社会に貢献する人材をはぐくむ地域

将来像	伝統や文化の継承を通して人材がはぐくまれる地域
基本方針1	郷土とともに友愛の精神で人材をはぐくむ地域
基本方針2	子供が健やかに育つ沼袋

〈具体的取り組み〉

- ◎農村環境改善センター等を活用した地域スポーツ・レクリエーション活動を積極的に推進するとともに、利用率向上のため、常駐職員の配置について要望します。
- ◎地域の誇る「甲地鹿踊り」が、県の重要無形民俗文化財に指定されるよう地域を挙げて運動し、若者や小中学生を中心とした後継者の育成に努めます。
- ◎結婚活動を支援する活動を推進します。
- ◎家庭教育について学ぶ機会を創出し、子育て中の親が参加することで相互の交流や連携を深めるための施策を展開します。
- ◎子どもや高齢者との交流、地域行事への参加促進など、地域の子どもたちの社会性を育てる教育活動を展開します。
- ◎子育て中の親と子育て経験者の交流の機会を創出し、安心した子育てができる地域づくりを目指します。
- ◎学校と家庭、地域社会との連携を強化し、地域を挙げて教育振興運動を推進します。
- ◎青少年の多様な交流の機会を創出し、郷土愛が深められ定住につながる活動を展開します。
- ◎村の生涯学習講座との連携を促進し、気軽に学べる地域づくりを推進します。
- ◎生涯学習リーダーやスポーツ指導者等の人材育成に努めるとともに、指導者の活動機会を創出し、指導力の向上、人的体制の充実に努めます。
- ◎地域社会の中で子どもたちが思いやりの心や創造性をはぐくむよう、住民相互の連携を深め、子を持つ親に限らず地域社会の教育力の向上に努めます。
- ◎各種講演会や家庭教育学級などの参加を促進し、子育て最中の親の教育力の向上を目指します。
- ◎青年会活動や地域行事、その他各種行事において青少年の参画を促進し、青少年の心身の健全育成に努めます。
- ◎幼児期から高齢者まで各年代に応じた生涯教育の充実や地域産業にふれる機会づくりに努め、郷土への愛着と生きがいを感じる地域住民の育成に努めます。

3) 資源を生かした産業が盛んで、働きがいのある地域

将来像	自然の恵みを活かし、活力に満ちた地域
基本方針	地域資源を活かした産業の振興

〈具体的取り組み〉

- ◎第3セクターや産直等との連携により、農林畜産物加工の商品開発や付加価値化による地場産業の活性化に努めます。
- ◎安定した農林畜産業が営めるよう、地産地消に努めるとともに、「牛乳まつり」の継続やインターネットなどを活用した地場産品の全国への普及消費拡大を図ります。
- ◎地域住民一人ひとりが環境への配慮に努め、観光客や交流者へのもてなしの心を持つ意識の高揚を図ります。
- ◎耕作放棄地や遊休地の効果的利用を創造し、コミュニティビジネスの開発研究に努めます。
- ◎小中学生の農業体験学習の機会を創出し、後継者育成に努めます。
- ◎商工会と地域小売店の組織強化を推進し、魅力ある小売店経営と地元消費の拡大に努めます。
- ◎地場産品の流通販売システムを創造し、新たな事業や雇用の場の創出に努めます。
- ◎野辺山や普代川、石割り桜など、自然フィールドの整備を行い、体験型観光開発を推進します。
- ◎地域資源の発掘を継続して行い、観光開発の研究やグリーンツーリズムの促進に努めます。
- ◎豊かな資源の付加価値を見出し、新たなコミュニティビジネスの開発に努めます。

4) 村内外の交流により、人々が協力しあう地域

将来像	世代を超え、『結い』にみちあふれた地域
基本方針	地域活性化につながる生活基盤整備の推進

〈具体的取り組み〉

- ◎地域づくり計画を実現させるため、年1回地域座談会を開催し、地域住民の意見交換交流を促進します。
- ◎確実な地域づくり計画の推進のため、農村環境改善センターに常駐職員の配置を継続して要望し、地域活動の運営基盤強化を促進します。
- ◎振興会役員会などによる地域情報交換を活発にし、地域の問題解決に努めます。
- ◎地域住民が気軽に集まり、話し合いやコミュニケーション活動ができるようさまざまな集いの場を創出します。
- ◎牛乳まつりや敬老会など地域全体で行事を継続して開催し、地域住民の交流が図られる機会を促進します。
- ◎活発な地域活動を推進するため、青年会や体育会、各種グループへの協力支援を促進します。
- ◎私たちの主要生活道である一般県道田野畑岩泉線の甲地-室場間および沼袋-一ノ渡間の早期着工、ならびに国道45号閉伊坂の改良(トンネル化)を実現させるため、早急な推進ができるよう関係機関に継続して要望し、連携を促進します。
- ◎安全な道路利用を促進し、児童生徒の通学路の安全対策に努めます。

資料編

5) 魅力ある情報を受発信し、心ふれあう地域

将来像	農村環境改善センターを中心とした情報発信
基本方針1	地域の魅力を村内外に向けて発信できる体制の整備
基本方針2	農村環境改善センターを中心とした情報発信の広場づくり

〈具体的取り組み〉

- ◎コンピューターを利活用できる人材の協力の下、地域情報の発信を推進します。
- ◎IT関係の講座などへの参加を奨励し、家庭でのインターネットの促進に努め、地域での通信基盤要求を高めます。

1 基本目標

- 1 安全で快適な生活環境条件の整備
- 2 豊かな経済環境づくり

2 部門別計画

(1) 快適な生活環境づくりのために

- ① 道路の整備
 - 村道和野平井賀線の改良舗装
 - 村道田野畑明戸線の早期完成
 - 集落道、その他道路整備
- ② 宅地造成
- ③ 公園、駐車場、スポーツ施設
 - ◎明戸、羅賀、平井賀地区にそれぞれ他の施設との関連に配慮しながら、自然を生かした公園を整備します。
 - ◎駐車場の整備(平井賀地区)
 - ◎プール、スケートリンクを整備するとともに冬季スポーツの振興に努めます。
 - ◎明戸地区の観光開発を促進します。
 - ◎集会施設、道路沿いの緑化を図り、快適な環境づくりを推進します。このため、地域全体を「桜」を中心とした緑化に努めます。

(2) 安全な生活環境づくりのために

- ① 治山、治水、水防
 - ◎砂防ダムの建設・補強
 - ◎河川の改修
 - ◎河川上流の樹木の伐採規制
- ② 消防
 - ◎火災予防の徹底
 - ◎消防力の強化充実
 - ◎施設の整備
- ③ 交通安全
 - ◎安全施設の整備
 - ◎交通安全組織の充実
 - ◎交通規制の推進
 - ◎交通安全教育の推進
- ④ 防犯

資料編

(3) 健康でしあわせな生活環境づくりのために

- ① 保健
- ② 福祉
- ③ 衛生

(4) 豊かな経済環境づくりのために

- ① 農業
 - ◎近代的な農業経営の確立
 - ◎農外就業対策
- ② 林業
- ③ 漁業
 - ◎生産基盤
 - ◎資源
 - ◎その他
- ④ 観光
 - ◎観光資源の開発と保存
 - ◎宣伝、観光客受け入れ体制の強化
- ⑤ 道路
 - ◎三陸鉄道明戸駅の設置および駅舎の早期建設を村、県に対して要請します。
 - ◎道路の整備、鉄道、集落道の総合的な整備を促進し、交通網の完成に努めます。
- ⑥ 就労対策
 - ◎青年が定住するような職場環境づくりを村、県に要請します。
 - ◎農閑期、漁閑期の出稼ぎをなくするため、職場対策に積極的に取り組みます。
 - ◎企業誘致をし、働く場を設けるように努めます。

(5) 教育文化の振興と青少年育成

- ① 学校教育
- ② 社会教育